

随意契約結果書

| | |
|--|--|
| 物品等の名称 及び数量 | 令和6年能登半島地震災害対策用機械輸送 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 中国地方整備局中国技術事務所長 高木 繁 (広島県広島市安芸区船越南2-8-1) |
| 契約締結日 | 令和6年3月14日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 沼田建設株式会社 (広島県広島市安佐北区可部3丁目3-30) |
| 契約金額 | 2,824,800円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。 |
| 予定価格 | 非公表 |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙「随意契約理由書」のとおり |
| 備考 | |

随意契約理由書

契約業者名: 沼田建設株式会社

役 務 名: 令和6年能登半島地震災害対策用機械輸送

本件は、災害対策本部からの出動指示に基づき、中国技術事務所が保有する待機支援車を金沢河川国道事務所まで輸送し、現地支援班の指揮下で活動するものである。

本件の実施にあたっては、災害対応における災害対策用機械について、機械の特殊性、機能、操作方法を熟知し、緊急時に迅速な対応が可能な体制が整備された業者が実施しなければ、目的を達成しない特殊な作業である。

業者の選定にあたっては、災害対策本部からの緊急要請後、各災害時協力協定者に対し出動の受諾の有無、及び出動までの時間を確認した結果、上記業者が本件を迅速かつ適正に遂行できる唯一の業者である。

よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。